

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	美里町 後期高齢者医療システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美里町は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

美里町長

公表日

令和2年5月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療に関する法律及び熊本県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、収納管理、滞納整理、後期高齢者に関する申請・届出の受付、被保険者証及び減額認定証の発行等の事務を行う。特定個人情報については、以下の業務で取り扱う。 ①申請書や届出に関する確認 ②保険料賦課に必要な要件の情報確認
③システムの名称	後期高齢者医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、後期高齢者広域連合電算処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1.保険料情報ファイル 2.保険料期割情報ファイル 3.特別徴収基本ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第59項 市町村長又は高齢者の医療の確保に関する法律「高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7項 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)83の項 (別表第二における情報照会の根拠)82の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険課
②所属長の役職名	健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地 電話0964-46-2111 FAX0964-46-3510
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務課 〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地 電話0964-46-2111 FAX0964-46-3510

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ①事務の名称	後期高齢者医療	後期高齢者医療保険に関する事務		
平成27年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要	後期高齢者医療被保険者の資格状況の把握を行っている。 広域連合より受領した賦課情報を元に期割りを行い、被保険者への納付書および通知書の発行を行う。	高齢者の医療に関する法律及び熊本県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、収納管理、滞納整理、後期高齢者に関する申請・届出の受付、被保険者証及び減額認定証の発行等の事務を行う。特定個人情報については、以下の業務で取り扱う。 ①申請書や届出に関する確認 ②保険料賦課に必要な要件の情報確認		
平成27年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	後期高齢者医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、後期高齢者広域連合電算処理システム		
平成27年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する		
平成27年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		1. 番号法第19条第7項 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)83の項 (別表第二における情報照会の根拠)82の項		
令和1年6月30日	新様式に変更				
令和2年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年6月30日 時点	令和2年5月31日 時点		
令和2年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年6月30日 時点	令和2年5月31日 時点		